

2025

11月号 ハンポン便り

職場内で掲示・回覧をお願いいたします。

全国健康保険協会 静岡支部
協会けんぽ



いよいよ、医療を受けるならマイナ保険証。健康保険証は、マイナ保険証へ。

従来の健康保険証は
令和7年12月2日以降使用できません



Q

従来の健康保険証は令和7年12月2日以降どうなりますか？

A

マイナ保険証への移行に伴い、現在お持ちの健康保険証は、退職等で資格喪失にならない限り、令和7年12月1日まで使用できますが、12月2日以降使用できません。

※令和7年12月1日までに退職等で使用できなくなった健康保険証は、会社へ返却してください。

令和7年12月2日以降については健康保険証を会社や協会けんぽに返却する必要はありません。自己破棄可能です。

事業主様・健康保険事務ご担当者様へのお願い

令和7年12月1日までに退職等で使用できなくなった「健康保険証」、有効期限内に退職等で使用できなくなった「資格確認書」は、従来どおり「資格喪失届」または「被扶養者(異動)届」に添付して、事実発生から5日以内に日本年金機構へご提出ください。

※資格情報のお知らせ、有効期限が切れた資格確認書の返却は不要です。(自己破棄可能)

Q

マイナ保険証を持っていない場合は
医療機関等へどのように受診したらよいですか？

A

マイナンバーカードを持っていない、またはマイナ保険証の利用登録をしていない方は、協会けんぽから交付される「資格確認書」を提示すれば、これまで通りの保険診療を受けることができます。ただし、マイナ保険証で受けられるメリットはありません。

事業主様・健康保険事務ご担当者様へのお願い

「資格取得届」および「被扶養者(異動)届」はマイナンバーを記載し、事実発生から5日以内に日本年金機構へご提出ください。

事業主・健康保険事務ご担当者様は、マイナ保険証をご利用いただくよう従業員様にご案内ください。

マイナ保険証をお持ちの場合、登録手続きが完了すれば新しい資格が反映され、マイナ保険証で受診できます。

もしマイナ保険証をお持ちでない方には、「資格確認書」を発行します。

資格取得届や扶養異動届の資格確認書発行要否欄に を入れてください。

がない場合でも、マイナンバーカードを持っていない、あるいはマイナ保険証の利用登録をしていない方などには、資格取得から30日～50日後に「資格確認書」を発行します。

ただし、相当な期間を要しますので、「資格確認書」が必要な場合はできる限り「資格取得届」等の提出時に を入れるか「健康保険資格確認書交付申請書」をご申請ください。



お問い合わせ先：協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル

📞 0570-015-369 受付時間：午前8時30分～午後5時15分(土日祝・年末年始を除く)

事業所の健康づくりのため

定期健康診断(事業者健診)結果のご提供をお願いいたします!

協会けんぽでは生活習慣病予防健診を利用せず、労働安全衛生法に基づく定期健康診断(以下「事業者健診」)を利用される事業主の皆様に、事業者健診の結果データのご提供をお願いしております。

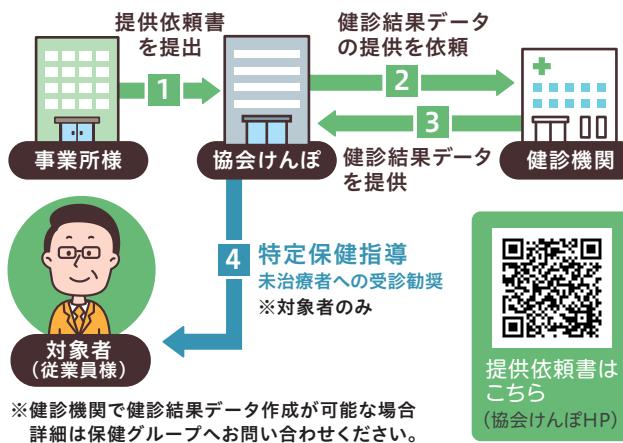
Q 従業員の健診結果を提供しても大丈夫なのでしょうか?

A 高齢者の医療の確保に関する法律第27条により、事業者健診結果を保険者である協会けんぽに提供することが事業主様に対し義務付けられておりますので問題ございません。また、このような法律に義務付けがある場合、健診を受けた方(従業員様)の同意も必要ございません。(個人情報の保護に関する法律第23条第1項)

«提供対象者»

協会けんぽの加入者様かつ協会けんぽの補助を使用した生活習慣病予防健診を受診していない方

協会けんぽへ提供依頼書を提出して健診結果を提供する場合の流れ



令和7年度は、事業者健診結果取得に関する業務を以下の会社に委託しております。提供についてのご案内が届いている(これから届く)事業所様におかれましては、ご協力くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

業務委託先: 株式会社 メディテクノサービス (大阪市中央区大手通1-3-5 ☎ 0120-005-282)

お問い合わせ先 保健グループ / TEL.054-275-6601 自動音声案内2番→2番

事業主様およびご担当者様へ

被扶養者資格の再確認とご提出のお願い



協会けんぽでは、保険給付の適正化のために、被扶養者資格の再確認を実施しております。

10月に「被扶養者状況リスト」をお送りしておりますので、被扶養者資格をご確認いただき、同封の返信用封筒にてご提出ください。

«確認対象者» 以下のいずれかに該当する被扶養者

提出期限

令和7年12月12日(金)

- ① 健康保険の資格が重複している可能性が高い者
- ② 同居が要件となっている続柄の者のうち、被保険者と別居している可能性が高い者
- ③ 令和6年中の課税収入額が一定の金額を超過している者(18歳未満の者や直近で認定された者を除く)

※上記に該当する被扶養者がいない場合は、被扶養者状況リストはお送りいたしません。

«扶養解除となる被扶養者の方がいる場合»

確認の結果、扶養解除となる場合は、日本年金機構へ扶養解除の手続きが必要となります。扶養解除手続きの迅速化のため、被扶養者異動届は可能な限り電子申請により、日本年金機構へお届けください。なお、電子申請によるお届けが難しい場合は被扶養者状況リストに同封の被扶養者調書兼異動届を協会けんぽへご提出ください。

